省　令

○文部科学省令第二十一号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、並びに文部科学省組織令第九十一条第二項の規定に基づき、文部科学省組織規則及び科学技術政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則及び科学技術政策研究所組織規則の一部を改正する省令

（文部科学省組織規則の一部改正）

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第八条第十項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

第十六条の見出し及び同条第一項中「専門調査官」を「分析調査官」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　分析調査官は、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに当たる。

第十七条を削る。

第十八条第四項第一号中「参事官」を「情報教育課」に改め、同項第二号、第四号及び第五号の規定中「及び参事官」を「並びに情報教育課」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報教育振興室）

第十八条　情報教育課に、情報教育振興室を置く。

2　情報教育振興室は、次に掲げる事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　情報教育のための補助に関すること。

三　情報教育の基準の設定に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3　情報教育振興室に、室長並びに情報教育調査官一人及び教科調査官二人を置く。

4　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　情報教育調査官は、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

第十九条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号の規定中「並びに生涯学習推進課、男女共同参画学習課及び参事官」を「及び他課」に改める。

第二十一条の見出しを「（専門調査官、外国調査官及び国際教育統計専門官）」に改め、同条第一項中「企画官一人、情報教育調査官一人及び教科調査官二人」を「専門調査官一人、外国調査官二人及び国際教育統計専門官一人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「企画官」を「専門調査官」に、「重要事項についての」を「職業についての知識及び技能の習得の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関する専門的事項についての調査並びに」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「情報教育調査官」を「外国調査官」に、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育」を「外国の教育事情に関する調査及び研究」に改め、「（教育課程に関するものを除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「教科調査官」を「国際教育統計専門官」に、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育の教育課程」を「国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十七条の見出し中「推進調整室、調整・評価室」を「国際戦略室」に改め、「並びに」の下に「企画官及び」を加え、同条第一項中「推進調整室、調整・評価室」を「国際戦略室」に改め、「並びに」の下に「企画官一人及び」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　国際戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する国際交流に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する国際交流に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四　科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること。

五　文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

六　学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

七　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

第四十七条第四項中「推進調整室」を「国際戦略室」に改め、「室長」の下に「並びに学術国際交流専門官及び国際研究専門官それぞれ一人」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　学術国際交流専門官は、学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　国際研究専門官は、科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項に関するものについての企画及び立案に当たる。

第四十七条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第五十条及び第五十一条を削る。

第四十九条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「地域支援企画官」の下に「及び研究交流管理官」を加え、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「地域支援企画官」の下に「及び研究交流管理官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

6　研究交流管理官は、命を受けて、科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関する特定事項についての指導及び管理に関する事務をつかさどる。

第四十九条を第五十一条とする。

第四十八条の見出しを「（人材政策推進室及び企画官）」に改め、同条第一項中「基盤政策課」を「人材政策課」に、「企画官及び人材政策企画官それぞれ」を「人材政策推進室及び企画官」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「基盤政策課」を「人材政策課」に、「関するものをつかさどる」を「参画する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

五　技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

3　人材政策推進室に、室長を置く。